

(参考資料)

国の記録と厚生年金基金等の  
記録との突合せの実施状況

平成 23 年 10 月 31 日

厚生労働省年金局  
日本年金機構

## 厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との 突き合わせの実施状況について（平成23年3月末時点）

厚生年金基金は、厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、さらに企業の実情に応じた独自の上乘せ給付を行うことにより、従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として企業が設立したものである。また、企業年金連合会は、その業務として、厚生年金基金を転退職した加入員や解散厚生年金基金加入員に対し、年金給付を行っている。

厚生年金基金及び企業年金連合会（以下「基金等」という。）は、国の被保険者記録の提供を受け、現在、自らが保有する加入員記録との突き合わせを実施している。

（注）突き合わせ項目は、基礎年金番号、生年月日、加入員期間、標準報酬月額、標準賞与額等。

今般、**平成23年3月末時点**における記録突き合わせの実施状況について、確認した結果は次のとおりである。（**今回は第五回目の報告**）

（注）現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた588基金（前回報告より10基金減少）分と企業年金連合会分を集計。

### ○基金等における記録の突き合わせの実施状況の集計結果（詳細は別紙）

	初回報告 (平成22年3月末時点)		今回報告 (平成23年3月末分時点)		総増減数
<b>1 基金等における記録の 突き合わせ対象人数</b>	延べ	3,737万人	→ 延べ	<b>3,739万人</b>	(+ 2万人)
<b>2 突き合わせの実施状況</b>					
①記録整備が完了した人数	延べ	3,301万人	→ 延べ	<b>3,431万人</b>	<b>(91.8%)</b> (+130万人)
(内訳)					
ア 記録が一致した人数	延べ	3,292万人	→ 延べ	<b>3,405万人</b>	<b>(91.1%)</b> (+113万人)
イ 記録の不一致が見つかり 正しい記録に訂正した人数	延べ	9万人	→ 延べ	<b>26万人</b>	<b>(0.7%)</b> (+ 17万人)
②記録整備中の人数	延べ	436万人	→ 延べ	<b>308万人</b>	<b>(8.2%)</b> (▲128万人)
ア 調査確認中の人数	延べ	367万人	→ 延べ	<b>266万人</b>	<b>(7.1%)</b> (▲101万人)
イ 基金番号相違等により国の 被保険者記録が未回付の人数	延べ	69万人	→ 延べ	<b>42万人</b>	<b>(1.1%)</b> (▲ 27万人)

（注）「②記録整備中の人数（延べ308万人）」については、今後、調査確認を行い、「①の記録整備が完了した人数」に計上されていくものである。

### ＜「①記録整備が完了した人数」の厚生年金基金及び企業年金連合会別の内訳＞

	初回報告 (平成22年3月末時点)	今回報告 (平成23年3月末分時点)
ア 厚生年金基金の対象人数(延べ855万人)に占める 記録整備が完了した人数(延べ737万人の割合)	76.9%	→ <b>86.2%</b>
(注)記録整備が完了した人数の割合 80%以上となっている基金	352基金 (58.7%)	→ <b>467基金 (79.4%)</b>
イ 企業年金連合会の対象人数(延べ2,884万人)に占める 記録整備が完了した人数(延べ2,694万人の割合)	91.7%	→ <b>93.4%</b>

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの実施状況(平成23年3月末時点)

○基金等における記録の突き合わせの実施状況の集計結果(平成23年3月末時点)

内 訳 (注3)(注4)(注5)	調査実施 時期	全体			厚生年金基金			企業年金連合会		
		延べ人数	割合	総増減数 (今回-初回)	延べ人数	割合	総増減数 (今回-初回)	延べ人数	割合	総増減数 (今回-初回)
突き合わせ対象人数(厚生年金基金及び企業年金連合会において記録を保有している人数) (A)+(B)+(C)+(D)	初回 今回	(3,737.3万人) 3,738.9万人	—	+1.6万人	(860.8万人) 855.3万人	—	▲ 5.5万人	(2,876.5万人) 2,883.6万人	—	+7.1万人
記録整備完了人数(突き合わせの結果に基づき記録整備が完了した人数) (A)+(B)	初回 今回	(3,301.0万人) 3,431.1万人	(88.3%) 91.8%	+130.1万人	(662.2万人) 737.3万人	(76.9%) 86.2%	+75.1万人	(2,638.7万人) 2,693.8万人	(91.7%) 93.4%	+55.1万人
記録一致人数(突き合わせの結果、記録が完全に一致していた人数) (A)	初回 今回	(3,292.0万人) 3,404.9万人	(88.1%) 91.1%	+112.9万人	(653.2万人) 714.6万人	(75.9%) 83.5%	+61.4万人	(2,638.7万人) 2,690.4万人	(91.7%) 93.3%	+51.7万人
訂正人数(突き合わせの結果、不一致が見つかり正しい記録に訂正が完了した人数) (B)	初回 今回	(9.0万人) 26.2万人	(0.2%) 0.7%	+17.2万人	(9.0万人) 22.7万人	(1.0%) 2.7%	+13.7万人	(0.0万人) 3.5万人	(0.0%) 0.1%	+3.5万人
①厚生年金基金及び企業年金連合会で記録を訂正した人数(注6)	初回 今回	(8.9万人) 24.3万人	—	+15.4万人	(8.9万人) 21.2万人	—	+12.3万人	(0.0万人) 3.1万人	—	+3.1万人
②日本年金機構で記録を訂正した人数(注6)	初回 今回	(0.1万人) 2.0万人	—	+1.9万人	(0.1万人) 1.6万人	—	+1.5万人	(0.0万人) 0.4万人	—	+0.4万人
記録整備中の人数(注7) (C)+(D)	初回 今回	(436.3万人) 307.8万人	(11.7%) 8.2%	▲ 128.5万人	(198.6万人) 118.0万人	(23.1%) 13.8%	▲ 80.6万人	(237.8万人) 189.9万人	(8.3%) 6.6%	▲ 47.9万人
調査確認中の人数(厚生年金基金等において調査確認している人数) (C)	初回 今回	(367.0万人) 266.2万人	(9.8%) 7.1%	▲ 100.8万人	(181.3万人) 106.3万人	(21.1%) 12.4%	▲ 75.0万人	(185.7万人) 159.9万人	(6.5%) 5.5%	▲ 25.8万人
基金番号相違等により国の被保険者記録が未回付の人数(注8) (D)	初回 今回	(69.3万人) 41.6万人	(1.9%) 1.1%	▲ 27.7万人	(17.2万人) 11.7万人	(2.0%) 1.4%	▲ 5.5万人	(52.1万人) 30.0万人	(1.8%) 1.0%	▲ 22.1万人

(注1)平成23年3月末時点に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた588基金分を集計。

(注2)人数は千人未満は四捨五入のため厚生年金基金と企業年金連合会を足しても全体の人数にならない場合がある。

(注3)上段( )内は初回(平成22年3月末時点)、下段( )内は今回(平成23年3月末時点)の実施状況を計上。

(注4)割合は突き合わせ対象人数に対する割合を計上。

(注5)総増減数は初回(平成22年3月末時点)から今回(平成23年3月末時点)までの増減数を計上。

(注6)上記①、②については、両方に該当する者がある。

(注7)記録整備中人数については、今後、調査確認を行い、記録整備完了人数に計上されていくものである。

(注8)厚生年金基金及び企業年金連合会で記録を保有しているにもかかわらず、基金番号相違等により被保険者記録が未回付である人数。

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの記録整備完了割合（平成23年3月末時点）

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの記録整備完了割合（記録整備完了人数 / 突き合わせ対象人数）別の厚生年金基金（企業年金連合会を含む）の分布状況は以下の通り。

記録整備完了割合	0%	0～10%	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50～60%	60～70%	70～80%	80～90%	90～100%	100%	計
厚生年金基金数	1	5	6	8	4	6	8	17	66	181	276(注2)	11	589

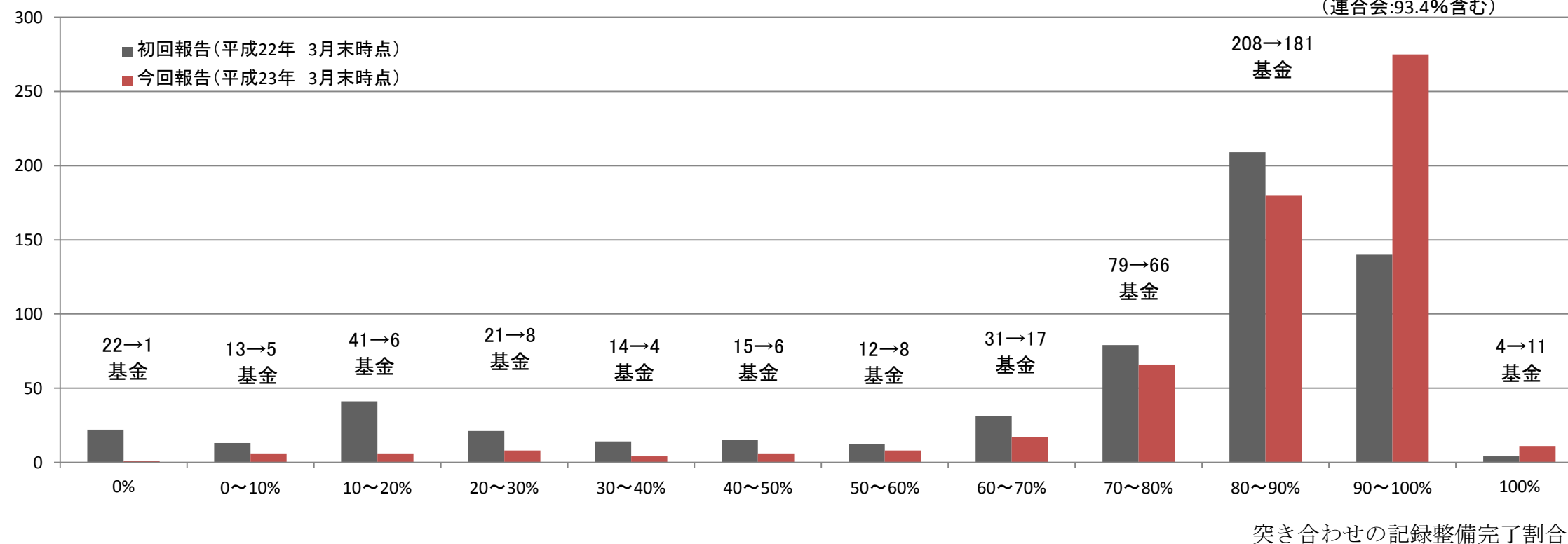
（注1） 記録整備完了割合の「0～10%は、0%を超え10%未満」である。その他はそれぞれ「〇%以上〇%未満」である。

（注2） 記録整備完了割合「90～100%」には企業年金連合会（93.4%）を含んでいる。

厚生年金基金数  
（企業年金連合会含む）

突き合わせの記録整備完了割合別基金数

（厚生年金基金（588基金分）と企業年金連合会を集計）



## 被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

平成 23 年 9 月 6 日  
日本年金機構

○ 本年 7 月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会から調査依頼があったものについての第一次審査(平成 22 年 4 月より本格実施)の実施状況は、下表のとおり。

(平成 23 年 7 月末現在)

	23 年 7 月末までの受付件数 (※1)	第一次審査終了(計 1,695,676、うち受給権者 496,339、被保険者 1,199,337)							第一次審査未了
		紙台帳等が国のオンライン記録と一致 (国の記録「正」として基金等に回答)	紙台帳等が基金記録と一致				その他 (※3)		
			国の記録「誤」として基金等に回答(※2)	うち記録訂正済	「訂正不要」の申出あり又は受給者で減額となるため訂正しないもの	本人に記録訂正の要否を確認したが一定期間経過後も申出なし			
受給権者	878,681	411,976	49,357	34,144	30,795	14,086	1,127	35,006	382,342
被保険者	2,220,074	1,079,041	39,147	34,958	32,223	2,374	1,815	81,149	1,020,737
計	3,098,755	1,491,017	88,504	69,102	63,018	16,460	2,942	116,155	1,403,079

※1 一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数(オンライン記録数)ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

### 【主な処理促進方策】

- 本事業については、工程表に沿った作業の進捗が図られるよう、以下のような対応を通じて処理促進を図っているところ。
  - ・ 各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
  - ・ 職員の新規採用
  - ・ 東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において、23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
  - ・ 進捗管理の徹底

(参考)年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(抄)

7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

【備考1】被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業について

○第一次審査

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

○第二次審査

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。

【備考2】被保険者記録と基金記録の不一致の状況(平成22年9月2日年金記録回復委員会提出資料より抜粋)

○被保険者記録と基金記録の不一致率 : 約6.4% (企業年金連合会において確認済みの約2,812万件における不一致率(平成22年5月13日時点速報値))

・資格期間、標準報酬月額等の不一致 : 約4.5%

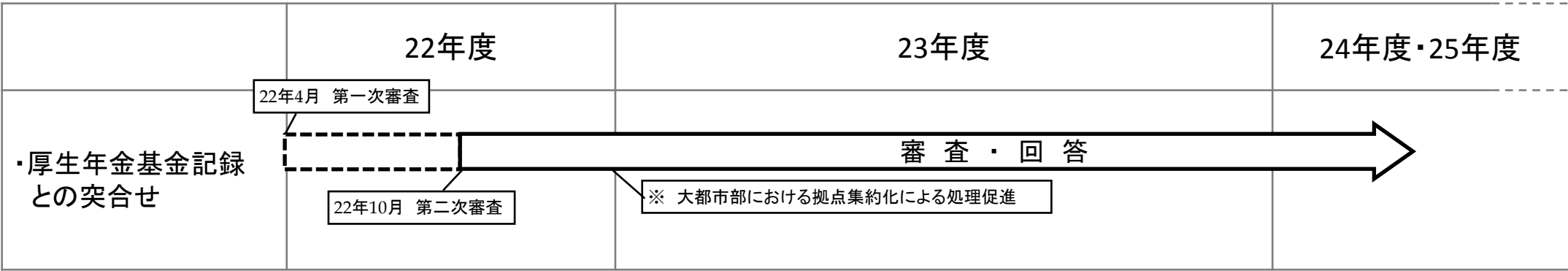
}	連合会の記録が国の記録より高いケース	約2.3%
	連合会の記録が国の記録より低いケース	約2.2%
	年金額に影響がないケース	約0.1%

・氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致 : 約1.8%

○機構への調査依頼件数の粗い試算 : 約260万件(厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算)

(注)上記実施状況の表では、一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。

# 厚生年金基金記録と国記録の突合せのスケジュール



## 年金記録問題への対応の実施計画(工程表) (抄)

(平成22年3月26日 日本年金機構理事会決定 平成23年3月25日改定)

### 7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。